

## 第3編 災害応急対策



# 第1章 組織の立ち上げと災害対応に関する措置

## 第1節 職員の配備と動員

### 第1 目的

災害の種類、規模、被害状況等により職員の配備及び動員の体制を速やかに決定し、災害応急対策を迅速かつ的確に進める。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 職員の配備体制区分</b>						
災害の規模、種類、発生時刻、及び今後被害発生の予想される時間等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定する。						
<b>2. 職員の動員・配備</b>						
配備体制は、地震情報や気象情報等に基づいた必要な体制とする。配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員する。また職員は指示を受け、または自主的に所定の場所に参集し、組織体制を確立する。さらに職員の参集状況を各部課から報告することにより、組織全体の参集状況が常に把握できるようにする。						
<b>3. 職員の安否確認</b>						
災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するために、被災した可能性のある職員等の安否の確認を行い、組織全体の安否確認を常に把握できるようにする。						

## 第2節 災害対策本部の設置等

### 第1 目的

市域における災害の発生に際し、市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等の組織を速やかに設置し、被害を最小限にとどめるべく、民間団体や住民等との協力関係のもとに災害の拡大防止や被災者の救援救護等の防災業務の遂行にあたる。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 災害対策本部等の設置</b>						
<p>市長または防災担当副市長、危機管理監は、災害発生等に際して、災害対策本部、災害警戒本部（以下「本部」という）を、各々の設置基準に従い設置する。本部は原則として市庁舎2階防災会議室内に設置するが、それが不可能な場合は消防本部庁舎内に設置する。また、茨城県災害対策本部との連携体制を確保し、災害情報の一元化を図り、共有できる体制を整備し、災害対策本部の機能強化に充実・強化に努める。</p>						
<b>2. 本部組織の運営</b>						
<p>本部は、災害対策基本法を始め、法令の認めるあらゆる権限を行使し、災害の態様に応じて情報の一元的処理、各部実施の警戒・応急活動の総合力が発揮されるよう担保する。災害対策本部は、部門及び班により構成し、災害警戒本部は班により構成し、運営する。各構成単位は、定められた事務分掌に従い各々の警戒活動・応急活動にあたる。</p>						
<b>3. 関連組織の設置・運営</b>						
<p>本部長は、随時本部員会議を招集し、情報の分析、対応方針の協議・決定を行う。また、その運営を迅速かつ適切に行うため、本部事務局を置く。また、本部長が必要と認めた時は、現地災害対策本部、現地連絡所を設置する。</p>						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県（茨城県災害対策本部等）	組織間の情報共有、連携・協力
国（非常（緊急）災害現地対策本部等）	組織間の情報共有、連携・協力

## 第3節 情報の収集・伝達

### 第1 目的

気象情報や地震情報等を的確に収集・把握し、速やかに処理・共有できるよう、関係部署、機関に正確に伝達することで、被害を最小限に食い止め、的確な応急対策を実施できるようにする。また、障害者や外国人などの要配慮者への情報伝達体制を確保する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 地震情報の収集・伝達</b>						
市（本部指令班、消防本部）は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁水戸地方气象台、テレビ、ラジオ等により、震度や震源等の情報を把握するとともに気象庁の地震情報を確認し、本部長等に報告する。また、速やかに応急対策にあたることができるよう伝達する。						
<b>2. 気象警報・注意報の伝達</b>						
つくば市域の風水害に関わる気象警報が発表され、多大な被害が想定される場合、速やかに市長、防災担当副市長、危機管理監及び各部長等にその旨を伝達する。市は、状況に応じて広報手段を使って市民に伝達、また、通信手段を用いて学校、社会福祉施設等への伝達を行う。 土砂災害警戒情報が発表された場合、県知事は市長ならびに土砂災害警戒区域内の住民及び要配慮者施設等にその旨を迅速かつ正確に伝達する。						
<b>3. 水防警報・洪水予報の伝達</b>						
小貝川、桜川の水防警報が発表され、多大な被害が想定される場合、速やかに市長にその旨を伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。 小貝川、桜川の洪水予報が発表された場合、関係部署を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設等にその旨を迅速かつ正確に伝達する。						
<b>4. 通報等の伝達</b>						
災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちに市（消防含む）、警察に通報する。通報を受けた警察は市長に通報し、本部事務局は水戸地方气象台、県その他の関係機関に通報する。						

第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
気象庁	気象情報等の提供
茨城県	気象情報等の提供

## 第4節 被害情報等の収集・伝達

### 第1 目的

災害の発生時又はそれ以前の警戒段階から速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の全体像や個別の状況に関する情報を的確に把握し、共有できる体制を確立する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 被害情報の収集</b>						
市（各部）及び防災関係機関は、所管施設や地域での被害状況に関する情報を円滑かつ的確に収集し、本部事務局に報告する。重要情報に関しては、職員による現地確認を実施する。危険が解消した段階で、各所管施設の被害調査を行うとともに、被害家屋認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行体制等を確立する。						
<b>2. 被害情報の集約・分析</b>						
各部及び防災関係機関は、各段階での所管情報をとりまとめ、本部に伝達し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況の分析及び今後の予測を行う。						
<b>3. 県・関係機関への被害情報の報告</b>						
被害状況に関する情報の集約・分析の結果を、「茨城県被害情報等報告要領」等に基づき県、その他必要とする関係機関に迅速に報告する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
茨城県	被害情報の収集・集約 災害時緊急起動支援隊の派遣
つくば中央警察署、つくば北警察署	被害情報の収集・集約
電気通信事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供
電力供給会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
ガス供給会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
鉄道事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供

## 第5節 通信の確保

### 第1 目的

通常の電話回線等が途絶している場合でも、被害状況の確認や応急対策の指示伝達等のために、通信手段を確保し、その管理・運用を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 通信手段の確保</b>						
<p>平常時から、災害時の通信連絡に使用する指定電話、連絡責任者、連絡事務従事者を定め、発災直後から指定電話を含め使用可能な通信手段を確認し、情報収集や関係機関への連絡等に供する。市専用通信手段が使用不能の場合は、NTTの非常・緊急通話用電話や他機関の通信設備等の代替通信機能の確保を図る。</p>						
<b>2. 通信機器の管理・運用</b>						
<p>市専用通信手段の機能に支障が生じている場合には、緊急の点検・修理を行い復旧させるとともに、オペレーターを確保し、適正な運用を図る。</p>						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
国土交通省関東地方整備局	通信機器の貸与
電気通信事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保

## 第6節 広報活動

### 第1 目的

災害情報、応急対策情報、本市の被災情報を正確かつ適切、速やかに広報し、市民の混乱を防ぎ、適切な判断と行動を助ける。また、本市の状況等を広く発信し、地域外からの多様な支援につなげる。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 市民への情報提供</b>						
地震の発生直後、その後の各段階、河川の増水期、氾濫期、応急期などの段階ごとに必要な情報を収集・集約し、ホームページ、防災行政無線、防災ウェブ、コミュニティFM放送、CATV放送、SNS、広報車の巡回、広報紙、避難所の掲示板、口頭伝達、区会・自主防災組織等を通じた伝達やLアラート等により市民に提供する。						
<b>2. 外部への情報発信</b>						
他の通信手段で放送等ができない場合等で緊急を要する場合は、県知事を通じてNHK水戸放送局、栃茨城放送に災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を要請する。また、共同記者会見等により情報発信を行い、地域外からの支援も求める。						
<b>3. 市民向け緊急声明の発表</b>						
大規模な災害が発生し、職員の参集率が低く十分な救援対策体制が確保できない場合等で本部長が必要と認める時は、市民、指定事業所その他に向けて応急対策への協力要請等に関する緊急声明を発表する。						
<b>4. 市民等からの問い合わせ対応</b>						
市民等からの問い合わせ窓口を設置する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
報道機関	市民及び他地域への広報
区会、自主防災組織、消防団	住民への広報

## 第7節 防災関係機関との連携

### 第1 目的

市と県、国の関係部署、ライフライン事業者や交通関係事業者等の防災関係機関と災害情報を共有し、連携して対応することにより、被災者の救助・救出活動をはじめ、公共施設やライフライン施設、交通施設等の早期復旧を円滑に進められるようにする。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 防災関係機関等との調整</b>						
災害対策本部は、各防災関係機関との情報共有、連絡調整を図る。また、救出・救助活動、道路啓開等、機関間で活動の調整を行う必要がある場合は、個別に「連絡調整会議(仮)」を開催し、役割分担や協力の上、早期復旧に向けた活動を実施する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
つくば中央警察署、つくば北警察署	救出・救助活動の連携、調整
自衛隊	救出・救助活動の連携、調整
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	救出・救助活動及び道路応急対策の連携、調整
下館河川事務所、常総国道事務所	河川、道路応急対策の連携、調整
高速道路事業者	高速道路応急対策の連携、調整
電気通信事業者	公衆電気通信設備の応急復旧の調整
携帯電話事業者	携帯電話通信設備の応急復旧の調整
ガス供給会社	ガス施設の応急復旧の調整
電力供給会社	電力施設の応急復旧の調整
鉄道事業者	鉄道施設の応急復旧の調整
バス事業者	バス事業再開等の調整
市社会福祉協議会	ボランティアの調整
防災科学技術研究所	情報共有、連絡調整

## 第8節 応援要請・受入体制の確保

### 第1 目的

市単独での応急対策等が困難な場合は、県や他市町村、防災関係機関等に迅速・的確に応援要請を行い、受入体制を確保し、被災者救援、都市機能の早期回復及び2次災害防止等に万全を期す。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 応援要請</b>						
本市のみでは災害対応が不可能、または不可能と予想される場合、市長は関係法令に基づいて職員の派遣等を県知事等に要請するとともに、災害時の協力について協定している行政機関、民間団体・事業所等へ応援を要請する。						
<b>2. 応援の受入れ</b>						
人的支援及び物的支援を受入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、案内役の配置や地図等の情報、災害情報等を的確に提供する。また、各部からの応援要請に基づき応援隊等を配置する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県	人的支援及び物的支援
他市町村	人的支援及び物的支援
防災関係機関	人的支援及び物的支援

## 第9節 自衛隊派遣要請・各種部隊等の受入体制の確保

### 第1 目的

自衛隊の派遣を受ける必要があると判断した場合は、速やかに県知事へ自衛隊の災害派遣要請を行い、派遣部隊が円滑な行動ができるよう、受入れ体制を確立する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 自衛隊派遣要請</b>						
市長は、自衛隊の災害派遣が必要と認める場合には、県知事に対し必要事項を明らかにし、派遣要請を申し出る。なお、この要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接第1施設団長（陸上自衛隊古河駐屯地司令）に通知する。自衛隊の災害派遣活動に要する経費のうち、予め定めた部分を市が負担する。						
<b>2. 自衛隊の判断による災害派遣</b>						
自衛隊は、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる時は、自らの判断基準に基づき部隊等を派遣する。						
<b>3. 受入れ体制の確立</b>						
自衛隊災害派遣部隊到着前においては、資機材等の準備、連絡職員の指名、部隊の展開や宿営の拠点の準備等を行い、部隊到着後は、目的地への誘導、任務分担の協議等を行う。						
<b>4. 災害派遣部隊の撤収要請</b>						
市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により速やかに県知事に対し撤収要請を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
自衛隊	人的支援及び物的支援

## 第10節 災害救助法の協議

### 第1 目的

一定規模以上の災害における被災者の救助・救援の財政負担を一定基準で国が負担することを定めた災害救助法の適用基準に該当する場合は、速やかにその適用を県知事に求め、災害救助法に基づく業務に着手できるようにする。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 適用協議</b>						
市の災害規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、または該当する見込みがある場合は、直ちに状況を市長が把握するとともに、県の地方総合事務所を通じて県知事に報告する。						
<b>2. 法の運用による業務実施</b>						
災害救助法に基づく業務は県知事が実施し、市長は県知事を補佐する。ただし、県知事による業務の実施を待つ余裕がない場合や、知事権限に属する事務の一部を市長が行うこととした場合は、市長が実施し、状況を県知事に報告する。その場合は、つくば市災害対策本部の業務分掌に基づいて業務を分担する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県	災害救助法のとりまとめ、国への報告

## 第11節 財政措置

### 第1 目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に行う上で必要な財源を確保するための適正な財政措置を行う。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 財政措置</b>						
災害救助法に基づく応急対策やその他災害対策を実施するために必要な経費を推定し、資金計画を立て、県等と十分に協議し、円滑かつ適正な財政措置を講ずる。また、必要に応じて財政調整基金を充当することにより運用する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
関東財務局水戸財務事務所	財源の確保
茨城県	財源の確保
金融機関	財源の確保

## 第12節 職員の健康管理及び安全管理

### 第1 目的

配備体制及び動員基準に基づき市職員を配置するとともに、県、相互応援協定締結都市、他市町村からの応援職員を適切に配置し、その健康管理と安全確保に努めつつ、災害の状況に応じた応急対策を実施できる体制を確保する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 職員の適正配置</b>						
動員の状況、応援職員の確保状況等を見極め、災害の状況に応じて効果的な人員配置に努める。						
<b>2. 健康管理・安全確保</b>						
災害対策活動にあたる職員が休養を確保できる勤務体制など、健康管理に留意するとともに、業務の安全管理体制を早期に確立する。						

## 第2章 いのちを救うために

### 第1節 避難誘導

#### 第1 目的

災害により被害を受けるおそれのある者に対して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の早めの発令等を行い、市民や滞在者などの避難を適切に誘導することにより、人的被害を未然に食い止める。

#### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の発令・伝達</b>						
<p>市長をはじめとする避難勧告等の発令権者は、各発令基準に基づき、風水害や土砂災害、地震による火災その他の危険事象からの人的被害を防止するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を市民に対して発令する。避難情報は、広報通信手段の利用や報道機関への協力要請及び区会・民生委員・消防団等との連携により市民に正確かつ確実に伝達する。</p>						

#### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
つくば中央警察署、つくば北警察署	避難指示（緊急）の伝達
茨城県	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、情報の集約
区会、民生委員、消防団、市民	情報の伝達、声かけ

## 第2節 市の施設利用者の安全対策

### 第1 目的

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市の所管施設利用者等に対して適切な避難誘導を行い、安全の確保に全力を尽くす。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 避難誘導・避難者の安全対策</b>						
市の各施設利用者等に対し、緊急避難場所、広域避難場所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努める。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
市施設管理者	施設利用者の避難誘導

## 第3節 救助・救急活動

### 第1 目的

災害により生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出保護・救急活動を、消防、警察、消防団等が連携して行い、人的被害を最小限にする。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 救助・救急活動</b>						
被害情報を迅速かつ的確に収集し、人命の安全確保を最優先として救助・救出・救急活動方針の決定を行い、迅速に活動を実施する。また、警察、地域住民と協力して避難行動要支援者等の安否確認、行方不明者の捜索を行う。災害現場では必要に応じて応急救護所を設置し、応急手当て、トリアージ、後方医療機関への搬送を行う。						
<b>2. 関係機関との連携</b>						
市のみで救助・救出・救急活動が困難な場合、人的支援、救助資機材の調達支援等を県、自衛隊、他の防災機関等に要請し、連携して活動を進める。救急搬送等にヘリコプターが必要な場合は県に要請する。また、特に初期段階においては、市内の消防団や自主防災組織等が救助・救出活動に協力する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
自衛隊	救助・救急活動
つくば中央警察署、つくば北警察署	救助・救急活動
消防団、自主防災組織	消防並びに各部の救助活動の協力 地域住民との災害救助の協力
広域消防相互応援協定等締結都市、組合等	救助・救急活動
緊急消防援助隊	救助・救急活動
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	救助用資機材、重機等の調達協力

## 第4節 医療救護活動

### 第1 目的

災害時の救護所の設置や、重篤傷病者の病院への搬送など、応急医療対策活動を迅速に実施する。また、病院機能の状況把握や医薬品確保等のため、医療情報を収集するとともに市の外部からの支援、後方支援体制を確保し、医療救護サービスの提供、広域的な医療ネットワークの確立を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 応急医療体制の確立</b>						
市は、災害拠点病院と連携し、人的被害状況や医療機関の被災状況を把握する。また、医療救護所の設置、医療救護班の編成、派遣、医薬品の調達・確保を行う。必要に応じ、災害派遣医療チームの派遣要請を行う。						
<b>2. 後方支援体制の把握</b>						
つくば市医師会、つくば市歯科医師会、つくば市薬業会、県医療関係団体、救急指定病院、広域的な医療応援関係機関等と連携して、後方医療機関の確保、傷病者の搬送体制の確保、応急治療、人工透析の供給、周産期医療、医薬品の確保等の活動を拡充させる。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
医療コーディネーター	応急医療・救護の指揮
つくば市医師会、つくば市歯科医師会	応急医療・救護、歯科医療・救護
茨城県つくば保健所	災害医療確保のための連絡調整
災害拠点病院、災害支援病院	応急医療、救護
日本赤十字社	傷病者の応急治療、救護
災害派遣医療チーム	傷病者の応急治療、救護
医療機関	応急医療、救護
医療ボランティア	医療活動に関する協力
薬事施設	医薬品等の提供

## 第5節 消火・水防活動

### 第1 目的

災害に伴う火災の状況を早期に把握し、初期消火も含め迅速な消火活動を行うことにより、延焼や二次被害を防止する。また、水防警報が発令されたら直ちに河川等の巡視や浸水箇所の水防活動を行う。これらの迅速な活動により、市民の生命・財産を保護し、被害の軽減を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 初期対応</b>						
市内の火災発生状況、被害状況を迅速に把握し、消防の初動体制を整える。消防職員、消防団を招集して消火活動に当たるとともに、自主防災組織等は初期消火活動により消防機関に協力する。						
<b>2. 消防応援</b>						
市の消防力だけでは対応が困難な場合、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請、さらに必要に応じ緊急消防援助隊または他都道府県や消防機関所有のヘリコプター派遣等を要請し、受入体制を整え連携して効率的な消火活動を行う。						
<b>3. 水防活動</b>						
小貝川、桜川の水防警報が発表された場合、また、震度4以上の地震を観測した場合、市は市長の指示に基づき消防団と連携して巡視、河川堤防やため池、水門等の異常の報告を行い、各施設管理者、関係機関が連携して浸水箇所の排水活動等の水防活動を行う。堤防等が決壊した時は、直ちに県及び氾濫が予想される方向の隣接市に通報する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
消防団	火災の警戒防御
自主防災組織等	初期消火活動
広域消防相互応援協定締結都市、組合等	消火活動支援
緊急消防援助隊	消火活動支援
茨城県	防災ヘリコプターの派遣
つくば中央警察署、つくば北警察署	交通規制の実施

## 第6節 障害物の除去

### 第1 目的

救助・救出、医療救護、消火活動、物資輸送等を阻害する道路上、河川等におけるがれき、土砂、車両等の障害物の除去を行い、応急活動の迅速を期す。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 道路関係障害物の除去</b>						
各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の路上障害物の状況を把握し、民間企業等の協力も得て、障害物を除去する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とする。						
<b>2. 河川等の障害物の除去</b>						
市と土浦土木事務所、下館河川事務所は、河川や溪流での流下障害物の状況を把握し、土石流等の二次災害の危険性がある場合は、国と連携して障害物の除去や排水等を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
自衛隊	障害物の除去
つくば中央警察署、つくば北警察署	道路交通規制の実施
道路管理者	応急復旧工事、道路啓開作業の指示
河川管理者	応急復旧工事
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	応急復旧等、道路啓開作業
茨城県自動車整備振興会	道路啓開作業
電気通信事業者 電力供給会社	電柱等の除去

## 第7節 道路交通の確保

### 第1 目的

災害による道路の被害状況を迅速に把握し、啓開及び応急復旧作業や必要な交通規制等を行うことにより、緊急輸送道路の確保等、人員及び救援物資等の輸送を円滑に行えるようにするとともに二次災害を防止し被害を最小限にとどめる。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 被害状況等の把握</b>						
各道路管理者は、災害警戒段階から警察と連携して道路の巡視、点検を行い、道路の被害状況、人的被害の状況、通行可能な道路の情報等を速やかに収集し、対応の必要性を把握する。						
<b>2. 交通の安全確保</b>						
把握した被害状況等の情報に基づき、道路の保全、交通の危険防止、安全確保、交通混雑の防止のため、道路法、道路交通法、災害対策基本法による通行禁止または制限等の交通規制を行う。また、その情報を市民や通行者に伝達する。						
<b>3. 緊急輸送路の確保</b>						
緊急輸送道路を確保するため、被害状況に応じ関係機関と連携し、協定締結団体の協力を得て、優先順位をつけて緊急輸送路の確保、応急措置・応急復旧の作業を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
道路管理者	道路被害情報の収集・提供 応急措置・応急復旧工事、道路啓開作業の指示
つくば中央警察署、つくば北警察署	道路交通規制の実施 県警本部との連絡調整
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	応急復旧等、道路啓開作業
茨城県	被害状況の把握確認 人命救助、消火等の活動
茨城県自動車整備振興会	道路啓開作業

## 第8節 コミュニティバスの管理

### 第1 目的

災害による運行への支障や事故発生の場合に、早期に初動体制を確立し、必要な対策を講ずることにより、被害の拡大や混乱を防止し安全の確保を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 輸送の安全確保</b>						
コミュニティバス運行委託事業者は、災害による支障や事故が発生し、若しくは発生が予測される場合は、車両の緊急停止、乗客の避難誘導等の必要な措置を実施し、安全を確保する。						
<b>2. 状況把握</b>						
コミュニティバス運行委託事業者は、車両の被災状況、人的被害の状況等を直ちに本部事務局に連絡する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
コミュニティバス運行委託事業者	乗客の避難誘導及び救護活動 車両の被災状況、人的被害の状況の報告
茨城県	被害状況の把握 消火活動、人命救助
つくば中央警察署、つくば北警察署	県警本部との連絡調整

## 第9節 緊急輸送手段の確保

### 第1 目的

災害時に、輸送車両やヘリコプター等の緊急輸送手段の確保、救援物資等の輸送拠点の整備、緊急輸送道路の啓開作業、交通規制等を行い、被災者の避難や救助・救援のための人員、物資の輸送等の円滑性を確保する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 緊急輸送手段の確保</b>						
人や物資の輸送のために、市有車両の確保のほか、県や関係機関に輸送車両やヘリコプター等の調達、あつせんを要請する。応急対策活動で使用する車両は、緊急通行車両として県知事または公安委員会から標章、証明書の交付を受ける。						
<b>2. 輸送拠点の確保</b>						
市は、広域的救援物資集配拠点を開設し、救援物資の受入れ、保管、配送業務を行う。また、臨時ヘリポートの開設、運営を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県	ヘリコプター、自衛隊車両の派遣
茨城県トラック協会常総支部	物資輸送の協力
バス事業者	大型バス等による輸送協力
災害協定締結団体	ガソリン等の燃料の提供
道路管理者	緊急輸送道路等の情報収集提供、応急措置、応急復旧
つくば中央警察署、つくば北警察署	緊急輸送路指定路線の決定、緊急通行車両の決定、道路交通規制の方針決定及び実施

## 第10節 二次災害の防止対策

### 第1 目的

建築物等の危険度調査、構造物の安全確認、危険物施設の対策等により、建築物や構造物の事後倒壊や爆発等による二次災害を防止する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 土砂災害等応急対策</b>						
現地状況、降雨状況等を把握し、急傾斜地、河川等で災害発生が予想される場合は、警戒体制の確立、周辺住民への周知、避難誘導、立入制限等を実施する。						
<b>2. 被災宅地、建築物の対策</b>						
被災した擁壁やのり面等を含む宅地、住家等の建築物について、応急危険度判定、立入制限等により、余震や降雨継続による二次被害を防止する。						
<b>3. 公共土木施設の対策</b>						
道路や橋梁、河川など公共土木施設の被害状況を把握し、危険箇所の発見に努め、必要に応じて立入制限等の措置を講ずる。						
<b>4. 危険物対策</b>						
爆発や漏洩の危険がある危険物施設の点検、応急措置を行い、被害が発生する恐れがある場合は、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入制限等を実施する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県	応急対策の実施
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	応急対策の実施
茨城県建築士会	応急危険度判定の実施

## 第11節 ライフライン施設の応急復旧

### 第1 目的

上下水道、電力、電話、道路をはじめとするライフライン施設の被災状況を早急に調査し、迅速に代替措置や応急対策を講ずることにより、市民生活、都市機能の維持、早期の回復につなげる。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
	～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
<b>1. 上水道施設の応急復旧</b>						
配水施設、浄水施設等の被害状況調査を実施し、損壊箇所がある場合は速やかに作業体制を確立し、医療施設、避難所・避難場所、福祉施設、高齢者施設等への優先給水、衛生保持に配慮しつつ応急復旧作業を実施する。また、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。						
<b>2. 下水道施設の応急復旧</b>						
施設の被害状況を迅速に調査し、状況に応じて部分汲み取りや仮設トイレ設置等の代替措置を講ずるとともに、速やかに作業体制を確立し、応急復旧作業を行い、その見通し等について住民への広報を実施する。						
<b>3. 電力・電話・携帯電話・都市ガス施設の応急復旧</b>						
各事業者は、防災業務計画に基づき、各施設の被害を最小限に食い止め、早期復旧や代替サービス等の提供を図る。						
<b>4. 道路・橋梁の応急復旧</b>						
各道路管理者は、道路、橋梁等の被災状況、交通状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に応急復旧対策を実施して交通の確保に努める。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
日本水道協会	応急復旧工事の実施
つくば市管工事業協同組合	応急復旧工事の実施
電力供給会社	応急復旧工事の実施
電気通信事業者	応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	応急復旧工事の実施
ガス供給会社	応急復旧工事の実施



## 第12節 行方不明者搜索、遺体処理、火葬、埋葬

### 第1 目的

被災現場において行方不明者の搜索を行う。また、多数の死者が発生した場合、遺体の収容・安置、検視・検案、一時保存、遺族への引き渡し等を的確に行う。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 行方不明者の搜索</b>						
市と警察で行方不明者情報を共有し、搜索班を編成して、消防団、区会、自主防災組織、県等と協力して搜索にあたる。必要な場合には自衛隊等に搜索への協力を要請する。災害による行方不明者について、住民登録の有無にかかわらず、正確な情報の収集に努める。						
<b>2. 遺体の処理、埋火葬</b>						
遺体安置所を開設し、遺体を収容・安置する。警察官の検視または医師の検案、遺体の洗浄・縫合、消毒等の処置を行い、一時保存し、身元判明遺体は火葬許可証の交付とともに遺族に引き渡す。遺族で搬送が困難な場合は葬儀業者に協力を要請する。また、身元不明の者の相談や身元確認を行う。混乱等で埋葬が困難な場合や遺族がいない場合は、市がつくばメモリアルホールにて埋火葬を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県	遺体の処置、埋・火葬に関する協定先への依頼
つくば市医師会	遺体の検案
つくば市歯科医師会	身元不明者の確認支援
つくば中央警察署、つくば北警察署	行方不明者の搜索、遺体の検視 行方不明者相談、身元確認への協力 身元引受人への遺体引き渡し
葬儀業者	納棺用品等必要器材の調達協力 遺体安置所から火葬場への搬送協力

## 第3章 いのちをつなぐために

### 第1節 避難所運営

#### 第1 目的

居住の場を失った住民などに対して、一時的な生活の場となる避難所を提供するとともに、地域住民や避難者による避難所の円滑な運営ができるよう管理を行い、避難所における良好な生活環境を提供する。

#### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 避難所の開設</b>						
<p>本部長が必要と認めた時は、指定避難所を開設し、市民に周知徹底を図る。なお、必要に応じて、ゴルフ場や旅館、ホテル等、避難者を受け入れるための多様な施設の確保に努める。避難所が不足する場合は、県に開設や必要資材調達の協力を要請する。</p>						
<b>2. 避難者の把握</b>						
<p>避難所に避難した市民には避難者カードを配り、これをもとに避難者収容記録簿を作成し、入退所を管理する。</p> <p>また、避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿を有効活用して安否確認を行った上で、名簿情報を避難所運営職員に引き継ぐ。</p>						
<b>3. 避難所の運営</b>						
<p>避難所運営職員は、避難所1箇所につき、職員配置は最低3人以上とし、勤務時間は24時間3交代制とする避難所運営計画を作成し、避難者からなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の自主運営体制を確立する。災害関連死の予防や男女共同参画の視点、ペットへの対応等に配慮し、運営や生活のルールを定めて円滑な運営に努め、避難者の自立支援に取り組む。</p> <p>指定避難所の管理者が指定管理者となっている場合、役割分担等について、事前に指定管理者との間で指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>						
<b>4. 避難所生活の環境整備</b>						
<p>避難生活に必要な設備を整備し、衛生管理、避難者の健康管理、入浴対策、要配慮者への支援等、避難所における生活環境の向上に努める。</p>						

第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
ボランティア、社会福祉協議会	避難所運営の補助
つくば市医師会、つくば市歯科医師会	避難者の健康管理

## 第2節 要配慮者支援対策

### 第1 目的

高齢者や障害者等、自ら災害から身を守ることができない困難な住民等の避難行動を支援し、人命の安全確保、災害関連死の防止、安心して避難生活を送れる環境づくりを図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 避難所避難者対策</b>						
避難所における要配慮者のニーズを把握し、不安を取り除くため、情報伝達体制の整備やコミュニケーション確保を図る。避難所では、要配慮者に留意した福祉スペースを確保し、必要な配慮やサービスを行う。						
<b>2. 福祉避難所の運営</b>						
福祉避難所を開設し、避難所避難者や在宅避難者の中で支援が必要な要配慮者を判断し、福祉避難所に移送する。福祉避難所では、支援スタッフを事前に調整の上、円滑な運営に努める。						
<b>3. 在宅避難者対策</b>						
避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員等、避難支援等関係者との連携を図りながら、在宅の避難行動要支援者の安否確認、被災状況把握を行い、場合により福祉避難所への誘導や、福祉施設、医療施設等への搬送を行う。 避難支援を行う際には、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
福祉避難所応援協定先	避難行動要支援者の受け入れ
福祉施設	避難行動要支援者の受け入れ
医療機関	避難行動要支援者の受け入れ
自主防災組織	安否確認、避難行動要支援者支援
民生委員・児童委員	安否確認、避難行動要支援者支援
区会	安否確認、避難行動要支援者支援

## 第3節 帰宅困難者への対応

### 第1 目的

本市内の学校や事業所、滞在先で被災し、交通機関等の不通により帰宅が困難となった者に対し、必要な支援を行い、混乱の防止ならびに安全確保を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 帰宅困難者対策</b>						
企業等における一斉帰宅抑制に関する啓発活動を行うとともに、帰宅困難者の一時的な保護、情報提供、飲料水等の提供、徒歩帰宅者への支援等を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
鉄道事業者	帰宅困難者対策、臨時輸送
バス事業者	帰宅困難者対策、臨時輸送
災害時応援協定企業、団体等	帰宅困難者の支援

## 第4節 物資の供給

### 第1 目的

被災者の生命、身体の維持に必要な食料について、備蓄物資の活用や民間事業者等の協力による調達等により確保し、供給する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 備蓄物資の供給</b>						
生活に必要な物資の需要について情報収集を行い、災害発生当初は市の備蓄物資で対応することとし、需要に応じて避難所等への搬送を行い、受取に関する方法を市民に周知し、備蓄物資を配布する。						
<b>2. 物資の調達・搬送</b>						
被災者に必要な物資等を、協定団体等への要請によって調達し、市内倉庫事業者等の協力も得て予め定めた物資集積拠点に搬送する。なお、不足の場合は県に調達の支援要請を行う。						
<b>3. 救援物資の受入れ</b>						
救援物資を調達し、受け入れるとともに、救援物資集積所を設置して、道路管理者等との連携によりその集積搬送、保管及び管理を行う。						
<b>4. 物資の供給</b>						
物資集積拠点に集積した物資を、市内倉庫事業者等の協力のもとで一元的、効率的に管理し、各避難所等に配送し、避難所への避難者や在宅避難者に配送、配布を行う。炊き出し等は避難者の自主的行動により行うことを原則とする。また、市内での食料供給が困難な場合は、県や他自治体に炊き出し等の協力を要請する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
災害時応援協定企業、団体等	物資の供給、集積場所の提供等
茨城県トラック協会常総支部	避難所への物資輸送の協力
市内倉庫事業者	救援物資の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点での物資の積み込み補助

## 第5節 給水活動

### 第1 目的

災害による水道施設の被災により給水に支障をきたす場合、市民の生命や身体の維持、医療機関等の機能維持に必要な飲料水等を供給する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 給水体制の確立</b>						
断水状況に応じて給水需要の情報収集を行い、給水車（簡易水道エリアを含む）や給水施設（貯水槽・災害用井戸）における給水計画を策定する。						
<b>2. 給水活動の実施</b>						
配水施設、浄水施設等の応急復旧を図るとともに、井戸、プール、貯水槽、防火水槽等の給水源を飲用の適否の検査を行った上で確保し、医療施設、福祉施設への優先給水を図りつつ、応急給水所の設定による拠点給水を原則として、一人一日3ℓを基準に給水タンク等による給水を実施する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県トラック協会常総支部	避難所への飲料水輸送の協力
市内倉庫事業者	飲料水の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点での飲料水の積み込み補助
日本水道協会	応急復旧支援、給水支援
災害時応援協定企業、団体等	飲料水等の供給、集積場所の提供等

## 第6節 保健師活動

### 第1 目的

避難所等において必要に応じ健康相談や疾病予防活動を行い、被災地住民の健康保持、災害関連死の防止等につなげる。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 健康相談・指導活動</b>						
避難生活の長期化等による健康不調など、被災住民の健康実態を把握し、感染症予防やエコノミークラス症候群対策など保健に関する情報提供、保健師巡回による健康相談活動や保健衛生指導、啓発活動等を行う。						
<b>2. 巡回医療等</b>						
医師会や歯科医師会等と協力し、診療可能な医療機関の情報提供や、避難所への救護所設置によるメンタルケア等を含めた巡回医療を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県つくば保健所	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施
つくば市医師会、つくば市歯科医師会	救護活動支援
医療ボランティア	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施

## 第7節 防疫対策

### 第1 目的

家屋の浸水やライフラインの機能低下等による衛生状態の悪化、避難所での共同生活等が、感染症の発生と流行などをもたらすおそれがあることから、消毒等の防疫、環境保全対策を実施し、衛生環境の維持を図る。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 防疫活動</b>						
防疫班を組織し、防疫の必要性に関する情報、感染症患者や食中毒等の発生情報を収集・把握し、防疫計画を策定して、法に基づく必要な防疫措置を実施する。また、必要な消毒薬品や器具機材の調達を図り、食品衛生指導、予防教育及び広報活動を行うとともに、感染症が発生した場合には適切な早期医療診断を行い、感染拡大の防止に努める。						
<b>2. 環境保全対策</b>						
県や関係機関と連携し、有害物質の漏出等の状況確認を行い、事象発生の場合は原因調査、二次災害防止措置、避難措置等を迅速に行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県つくば保健所	感染症対策活動の指導
つくば市医師会、つくば市歯科医師会	患者の医療診断、疫学調査

#### 県の防疫措置の内容

・被害状況の調査及び市町村指導	・検病調査
・避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅、仮設住宅住人への衛生指導	
・井戸水の消毒指導	・その他防疫措置に必要な事項

## 第8節 食品衛生の確保

### 第1 目的

避難所等での炊き出しの衛生指導を行うとともに、被災地営業施設及び臨時給食施設の実態を把握し、県や協定先事業所等と連携して被災者に安全で衛生的な食品を供給し、食中毒の防止に努める。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 食品衛生対策</b>						
手洗い消毒の励行、食器や器具の消毒、給食従事者の検便、原材料や食品の検査など、臨時給食施設や営業施設への指導を実施する。また、断水による飲料水の供給については、特に衛生的な取扱いに心がけ、食中毒を防止する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県つくば保健所	衛生状態の監視、指導 食品の取扱い状況等の調査、指導 食品関係営業時節の実態調査、指導
つくば食品衛生協会	食品衛生指導

## 第9節 廃棄物・し尿処理

### 第1 目的

災害により発生する大量の廃棄物を収集・処理・処分するとともに、被災後のし尿処理を適切に実施し、衛生的な生活環境を確保する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 廃棄物処理</b>						
ごみ処理施設や収集車等の器材の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じ、ごみ処理体制を確立する。また、ごみ発生量を推計し、仮置場を確保の上、廃棄物処理計画を策定し、委託業者、許可業者に収集・処理・処分の協力を要請する。市のみで対応できない場合は、県を通じて収集・処理の応援体制の確立、応援派遣の要請を行う。						
<b>2. し尿処理</b>						
下水道や集落排水の被災地区では原則として水洗トイレの使用を禁止し、下水道未整備地区では収集体制を早期に確保する。仮設トイレの配置・管理計画を作成し、その調達、設置、貯留槽の設置、それらの利用方法の徹底や自主的な衛生管理の協力要請等を行う。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県産業廃棄物協会	産業廃棄物の収集、処理
つくば市環境事業協同組合	ごみ収取作業
し尿収集事業者	し尿の収集

## 第4章 暮らしを持ちなおすために

### 第1節 住宅応急対策

#### 第1 目的

災害により住家に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない者、及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対し、応急的に住宅の修理や提供等の対策を行い、健全な生活環境の確保に資する。

#### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 被災建築物・宅地の応急危険度判定</b>						
市は応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士及び被災宅地判定士の派遣を県に要請するとともに関係団体等に協力を求め、被災建築物、宅地の危険度判定マニュアルに基づき、危険度判定を速やかに行う。						
<b>2. 住宅の応急修理</b>						
災害によって住家が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理を行う。損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施する。						
<b>3. 住宅関係障害物の除去</b>						
居室、炊事場、玄関等に運ばれた土砂、材木等の障害物で日常生活に支障をきたし、自力では除去できない場合、その障害物を除去する。						
<b>4. 応急仮設住宅の対応</b>						
災害により住宅が全壊、全焼または流出し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に、家屋被害や応急修理状況、民間賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等を調査し、仮設住宅の全体必要量を算出し、応急仮設住宅または応急福祉仮設住宅を県が建設、2年以内を供与期間として提供する。						

第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県建設業協会（土浦支部つくば分会）	応急危険度判定の実施協力
茨城県建築士会、その他建築関係団体	応急危険度判定の実施協力
建設事業者等	応急住宅対策の実施協力
茨城県	応急仮設住宅の建設

## 第2節 応急教育対策

### 第1 目的

災害時に児童生徒等の安全を確保するとともに、その後の混乱や学校施設等の被災、避難所運営等により通常の教育に支障をきたす場合は、教育施設及び教職員等を確保の上、応急教育、応急保育を実施し、早期の教育・保育の再開を目指す。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 児童生徒等の安全確保</b>						
災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、情報等の収集・伝達に努め、児童・生徒の無事を確認の上、安全な場所への避難、集団下校や教職員の引率による下校、保護者引き取りまでの一時保護等の措置をとる。						
<b>2. 応急教育対策</b>						
学校施設の被害調査の上、復旧計画を作成するとともに、避難所運営との関係など施設の状態に応じて、代替施設も含めた学校施設の確保、教職員の確保に努め、応急教育を実施の上、学校教育の早期再開を目指す。						
<b>3. 応急保育対策</b>						
保育所の被害状況を把握し、状況に応じて臨時保育所の確保等、応急保育を行うとともに、必要な場合は入所手続を省いた一時入所サービスの提供に努める。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県教育委員会	応急教育実施及び学校再開への調整
P T A等教育関係団体	学校教育再開への協力

## 第3節 災害ボランティア活動支援

### 第1 目的

被災後の応急復旧対策等を円滑に進めるため、ボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターの設置や、ボランティアの受入れに必要な対策を速やかに実施し、きめ細かな被災者のニーズへの対応活動を支援する。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 災害ボランティアセンターの設置</b>						
区会や社会福祉協議会等各種団体の協力を得て、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンターを設置する。						
<b>2. ボランティア活動の支援</b>						
災害ボランティア活動に必要な活動拠点施設や資機材の提供、受付や調整に必要なスタッフの派遣、ボランティア保険の加入促進や助成などにより、災害ボランティアセンターの運営を支援する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
つくば市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置 災害ボランティアの受入れ対応

## 第4節 精神保健対策

### 第1 目的

避難生活を送る高齢者、被災家庭、親族を亡くした被災者、小児等を対象に、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心のケアを実施し、被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

### 第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
<b>1. 精神保健対策</b>						
茨城県精神保健福祉センター及び保健所による心の健康相談窓口の設置に、市（保健センター）が協力し、避難所への巡回健康相談や精神科医療チームの派遣、救護活動等によるケアを実施する。必要に応じ、国や関係団体に心のケアチームの派遣を要請し、ボランティア団体等への協力も要請する。						
<b>2. 児童・生徒のこころのケア対策</b>						
保育所、学校、児童相談所、教育委員会等と連携し、児童・生徒のカウンセリングやストレスチェックなどのこころのケア対策を実施する。						

### 第3 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
茨城県つくば保健所	心の救護所の設置 こころのケア体制の整備及び実施
児童相談所	こころのケア体制の整備及び実施